



2021年12月 明治大学労働講座

# 移民労働者と日本社会

安藤真起子

(NPO法人移住者と連帯する全国ネットワーク)

# 移住連の成り立ち

## ● 社会背景

1985年 プラザ合意によるドルの暴落と円高の進行  
(アジア近隣諸国との間で経済格差の拡がり)

1980年代後半 バブル景気 労働力不足

→多くの移民労働者 (ニューカマー) (※) が来日

→ 労働問題をはじめとしたさまざまな人権侵害が発生

## ● 移住連の結成

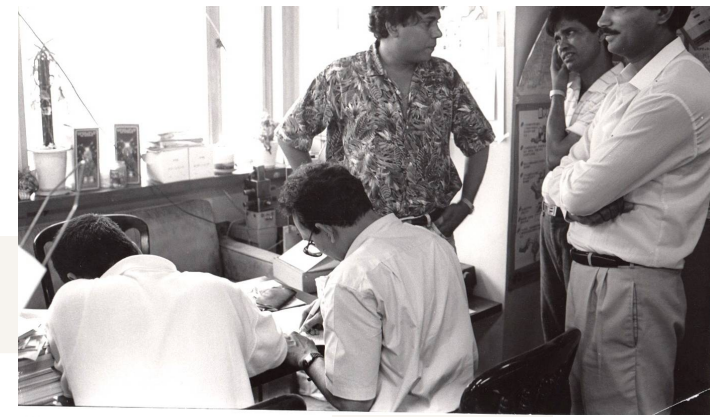
- ・ 1997年 「移住労働者と連帯する全国ネットワーク」 結成
- ・ 2015年 NPO法人化 「移住者と連帯する全国ネットワーク」 設立  
全国の110団体、600個人の会員による支援ネットワーク

※ニューカマー：1980年代以降に来日した移民労働者とその子孫

オールドカマー：旧植民地出身者とその子孫



# 移住連の役割



## 様々な課題

賃金不払い・解雇・不安定な仕事・労働災害・進学・就職・差別・イジメ・アイデンティティ・

DV・離婚・病気・ケガ・生活苦・故郷の家族の問題・難民申請・在留資格・ことば etc.

相談者

相談者

相談者

相談者

支援団体

支援団体

支援団体

移住者と連帯する全国ネットワーク

省庁交渉や国会議員へのロビイングなどを通じた  
国政へのはたらきかけ





# 移住連の活動

- 1997年結成
- 移民・難民支援団体や個人のネットワーク組織（団体 110 / 個人 600）
- 日本に暮らす移民・難民、外国にルーツを持つ人びとの権利と尊厳が保障され、誰もが安心して自分らしく生きられる社会の実現をめざす
- 移民の参加の場をつくる / 移民の声を社会へ



## 政府・国際機関への働きかけ

- 省庁交渉
- 国会ロビイング
- 政策提言
- 国連人権機関への報告



## 支援現場

- ケース支援における連携
- 情報共有
- 政策・制度執行状況のモニタリング



## 市民社会

- イベント・集会、セミナー開催
- キャンペーン、署名等の実施
- 情報誌、SNSを通じた情報提供

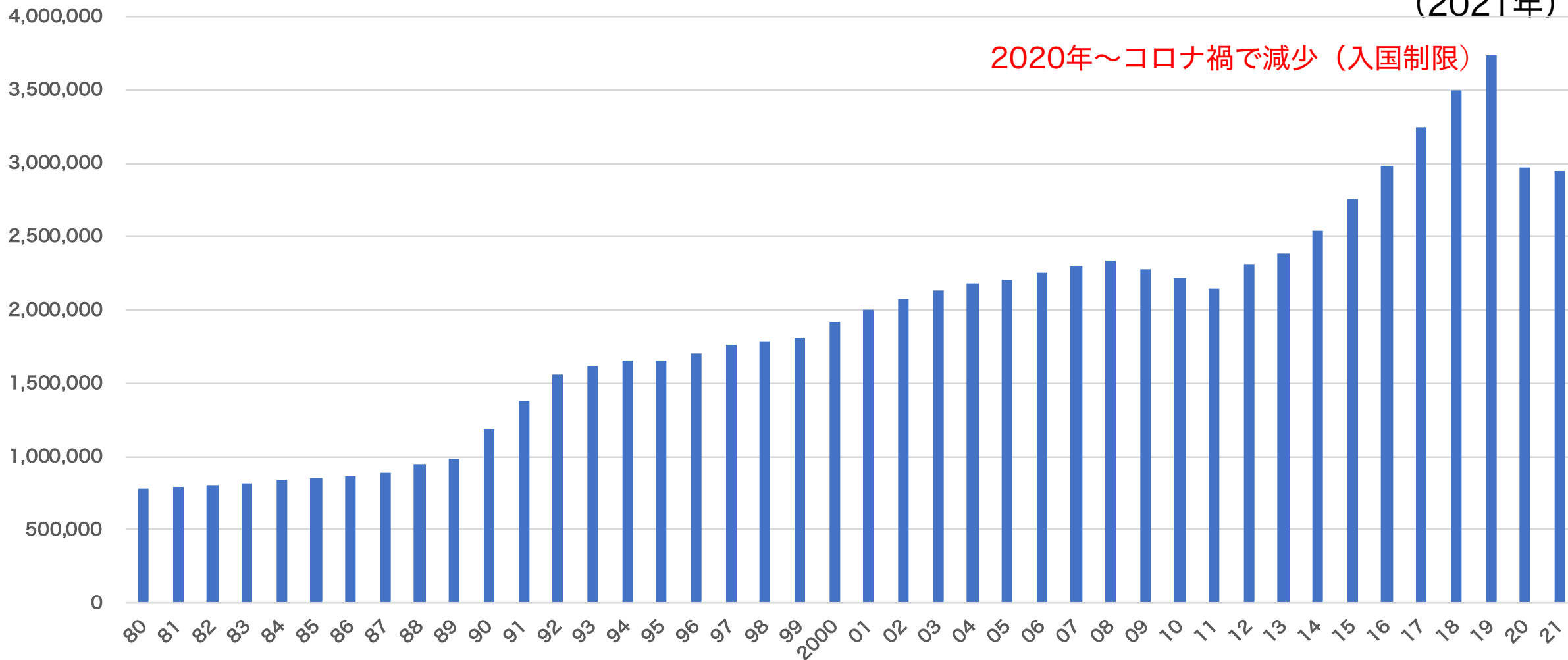


# 在日外国人人数の推移

- ・ 総在留外国人数+超過滞在者数（翌年1月1日）
- ・ 2020年の総在留外国人数は6月末、超過滞在者数は7月末の統計。

日本の総人口の  
2.35%

294万人  
(2021年)



# 日本に暮らす移民労働者

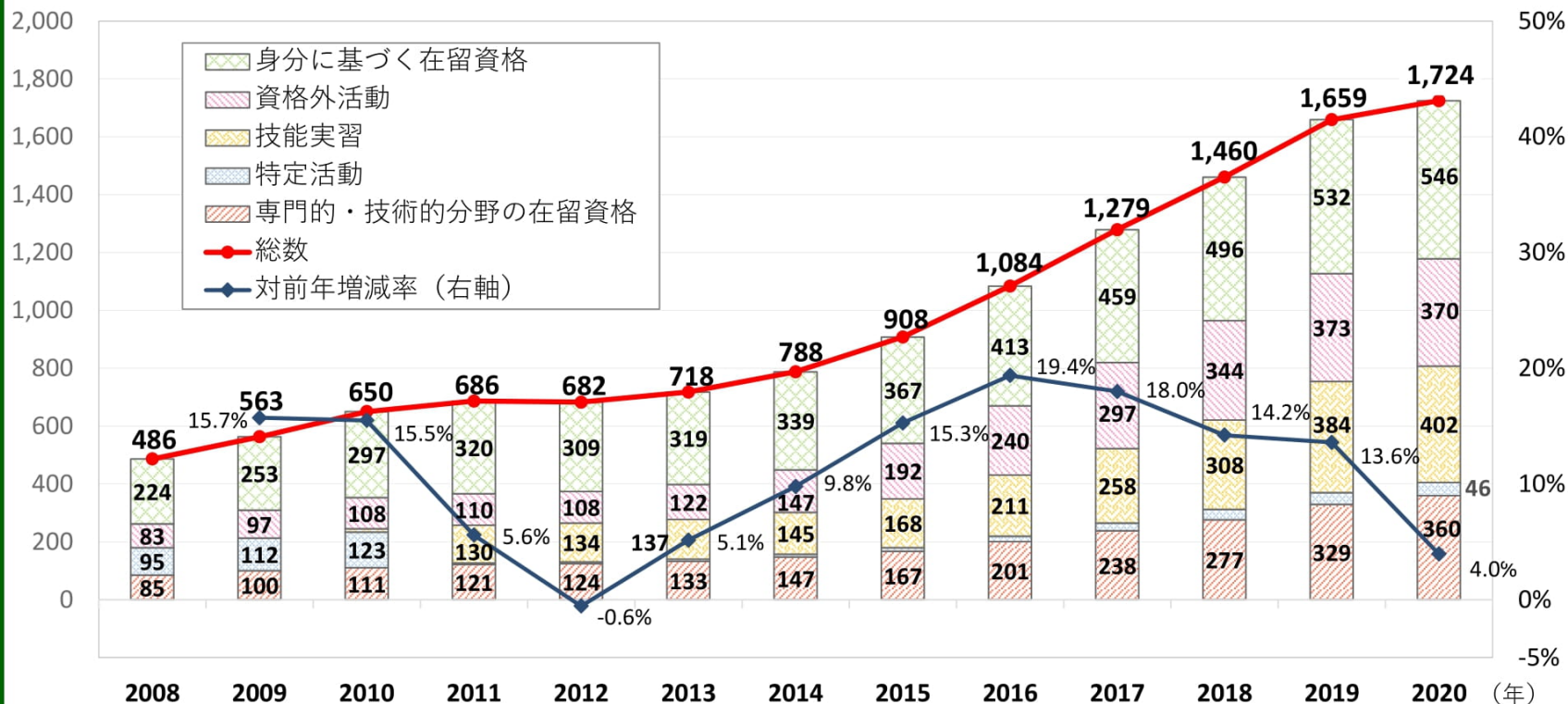
- **身分に基づく在留資格**で就労する労働者（就労に制限なし） **54.6万人**  
「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等
- **資格外活動（留学生、家族滞在等）**で就労する労働者（週28時間就労許可；アルバイト） **37万人**
- **技能実習生** **40.2万人**
- **技術的・専門的分野の在留資格**で就労する労働者 **36万人**  
エンジニア、通訳、教師、コックなど
- **「特定活動」に基づき就労する労働者**（個々に許可された内容による） **4.6万人**  
EPA看護師・介護福祉士候補生、国家戦略特区の家事労働者、難民申請者（「特定活動6月」を許可された場合）等
- **就労は認められていないが生存のために就労せざるをえない労働者**  
難民申請者（「特定活動6月」以外）、仮放免者、オーバーステイ



## 在留資格別にみた外国人労働者数の推移

- 日本で就労している外国人は、2020年10月末時点で過去最高の**172万4328人**。
- 在留資格別にみると、「特定活動」（前年比 10.9%増）、「専門的・技術的分野の在留資格」（同 9.3%増）、「技能実習」（同 4.8%増）の伸び率が大きい。

(単位：千人)



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」（各年10月末現在）

注1：「専門的・技術的分野の在留資格」とは、就労目的で在留が認められるものであり、経営者、技術者、研究者、外国料理の調理師、特定技能等が該当する

注2：「身分に基づく在留資格」とは、我が国において有する身分又は地位に基づくものであり、永住者、日系人等が該当する。

注3：「特定活動」とは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行うものである。

注4：「資格外活動」とは、本来の在留目的である活動以外に就労活動を行うもの（原則週28時間以内）であり、留学生のアルバイト等が該当する。

3

# 1980年代以降の「移民労働者受入れ」

日本には、戦前・戦中から旧植民地出身者が暮らす。戦後も家族・親族のつながりなどで来日。

1980年代 外国人労働者（ニューカマー）の増加→約30万人 「オーバーステイ容認政策」

1990年 入管法改定；活動に制限のない在留資格「定住者」創設→日系人呼び寄せ

1993年 外国人研修・技能実習制度創設

2003年（～2008年） 「不法滞在者」半減計画

2008年 リーマンショックによる大量解雇、派遣切り

→日系人向け「帰国支援事業」により、約2万人の日系人が「帰国」

留学生30万人計画

2010年 技能実習制度改定；在留資格「技能実習」の創設（「研修」と「技能実習」の切り離し）

2013年以降～ 「例外的」な受け入れの拡大

e.g. 建設・造船の緊急雇用、国家戦略特区における家事労働者、農業

2013年 アベノミクスを含む「成長戦略」の閣議決定 留学生30万人計画もその一つに。

★以降の政府方針「移民政策と誤解されないよう」「外国人材の活用」

2018年 新たな「外国人材」の受入れ：「特定技能」の創設（2019年施行）

2019年 （入管は「局」から「庁」へ格上げ）「送還忌避者問題」検討

2021年 改定入管法案（難民申請者の送還、退去強制を命じられている外国人への刑罰等）が国会に提出

→市民の反対で廃案へ

在留管理強化

入管の権限強化



# 技能実習制度とは

## ■技能実習の基本理念（外国人技能実習機構HPより）

技能実習制度は、我が国で培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度です。

技能実習法には、技能実習制度が、このような国際協力という制度の趣旨・目的に反して、国内の人手不足を補う安価な労働力の確保等として使われることのないよう、基本理念として、技能実習は、

- ① 技能等の適正な修得、習熟又は熟達のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行わなければならないこと、
- ② 労働力の需給の調整の手段として行われてはならないこと

# 技能実習生が直面してきた問題

## 制度

- 複数契約による縛り
- 渡航前費用の債務
- 強制帰国
- 「失踪」→逮捕  
(入管法違反)

制度の廃止もしくは抜本的な  
改革がない限り、解決困難

## 労働

- 賃金未払い
- 長時間労働
- 解雇
- 労働条件の非明示
- 給与からの違法な天引き
- 労働災害
- 安全衛生の不徹底
- 身体的暴力
- 精神的暴力
- セクハラ
- 過労死
- 人種差別的扱い

## 生活

- 居住環境
- 割高な家賃
- 私生活面への不当干渉  
(携帯、パソコンの使用禁止、通帳・  
パスポートの取り上げ、恋愛禁止)
- 不当なりプロダクティブコントロール  
(妊娠・出産の禁止等)

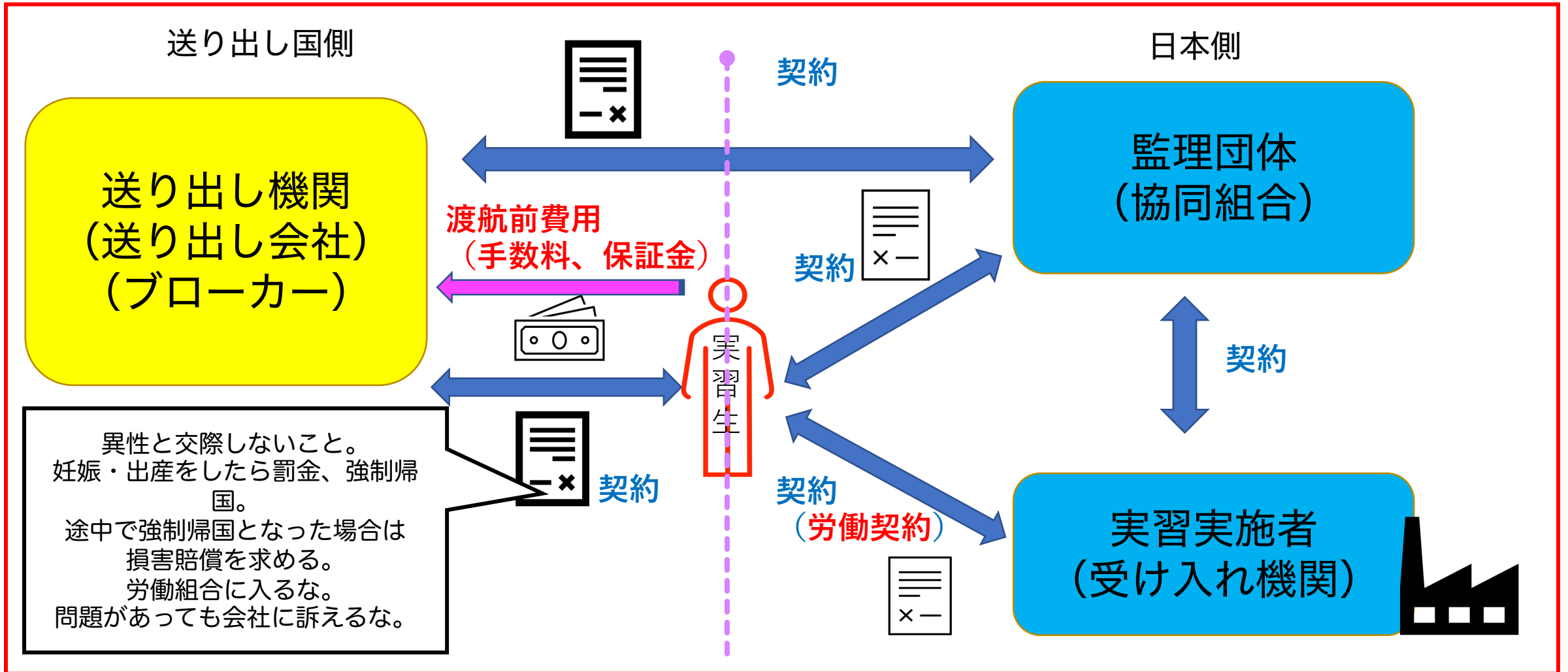
労働関連法令に基づき、監理・監督

それでも、近年の実習実施者による  
違反は7割超 (2020年も)



# 技能実習制度の構造

外国人技能実習機構 (OTIT)  
(法務省・厚労省所管認可法人)  
技能実習法に基づき、制度を管轄



# 劣悪な居住環境

- 2段ベッドをいくつも配置して一部屋に大人数を居住させていた宿舍（写真；右上、左下）。
- 一部屋をいくつかに仕切って寝るスペースのみ確保された住環境（写真；左上、右下）。
- 一軒家に複数名で住ませ、割高な家賃を給与から天引き。
- 居住スペースに設置されている家電・ふとんなどがすべてリースとされ、毎月数万円を給与から天引き。
- 雇用者が鍵を使用して忍び込むケースも。





# 賃金未払い・暴力・強制帰国

2008年 山梨クリーニング会社  
中国人技能実習生 6名

- ・ 長時間労働（午前0時まで）
- ・ 最低賃金割れ
- ・ 残業代未払い（時給350円）
- ・ 身体的暴力
- ・ 宿舍にて拉致（6名）
- ・ 強制帰国未遂（3名）
- ・ 強制帰国（3名）

実習生コメント

「自尊心が傷ついた。日本人と同じように人間として扱ってほしかった」



## 山梨のクリーニング会社 中国人実習生

山梨県昭和町のクリーニング会社「テッククリーン」（内田正文社長）で働いていた30代の中国人女性実習生6人が、最低賃金を下回る給与の改善を求めたところ、同社が6人を無理やり帰国させようとしてトラブルとなり、実習生3人が骨折などのけがをしながら、実習生3人が骨折などのけがをしながら、訴えを検討。最低賃金との差額の未払いは、労働基準法に違反するとして、労働基準監督署へ申し立てる方針。「外国人就労問題取材班」

実習生によると、6材に対し、残業代の額は05年12月、外国人を認めたらうで、「月給研修・技能実習制度」では11万8000円払って来日。研修後、06年12月まで働いてきたと回答。少な月から実習生として働くことも残業代は同額の務した。午前8時半、残業代の最低賃金（時給350円）を大幅に下回っていた。午後5時半まで働いて、6人は今月20日、前0時まで残業し、土曜日の働くことも多かったが、残業代は時給350円（今春からは450円）だった。一方、約束したところを22会社側は毎日新聞の取材午前7時半ごろ、社

## 改善求めトラブル



逃げ出して保護された中国人実習生。腕にあざや擦り傷が残る。東京都台東区で25日、宮川裕幸撮影



午前0時まで残業しても時給350円

長は社員ら約10人を伴いで、社員寮で寝ていた6人を用意したマイクをバスに無理やり乗せ、成田空港に連れて行こうとした。実習生

が抵抗し、空港行きは中止されたが、その際、実習生1人が寮の2階から飛び降り左足骨折。他の2人ももみ合せ、腕に打ち傷や擦り傷を負った。

### 帰国無理強いされけがが告訴へ

本人なら（無理に連れられて行くことは）しなかつた。高額の未払い金を要求されて、交渉できないと怒った。けがをさせて申し訳ない」と謝罪した。保護されている胡菊花さん（35）は自尊心が傷ついた。日本人と同じように人間として扱ってほしかった」と話している。法務省入国在留課は一賃金未払いや人権侵害などは不正行為に該当し3年間の受け入れ可能性があるとしている。

# 暴力・指切断労災隠し →うつ病発症（労災認定）

2017年 東京 建設会社（水道管工事）  
カンボジア人技能実習生  
暴力、指切断でうつ病に

- ・ パワハラ（身体的暴力・暴言）  
「金欲しさに怪我をしたんだろう」  
「国へ帰れ」「バカ」「死ね」
- ・ 労災（左人差指切断）隠し
- ・ 帰国を迫る脅迫
- ・ 精神的暴力→うつ病発症

## 実習生コメント

「私は人間扱いされていなかった」

## 外国人技能実習生にパワハラ、うつ病発症を労災認定

有料会員記事

村上晃一 2017年9月13日 7時19分



労災認定を受けたカンボジア人男性は、仕事で使っていたヘルメットを記者会見場に持参した。表面にある無数の傷やひび割れは、「工具でたたかれたときにできた」と話した=12日午後、東京・霞が関の厚生労働省



東京都内の建設会社で技能実習生として働いていたカンボジア人の男性（34）がうつ病を発症したのは職場でのパワーハラスメント（パワハラ）が原因だったとして、立川労働基準監督署（東京都立川市）が労災認定したことがわかった。男性と、男性が加入する労働組合などが12日、記者会見して明らかにした。認定は6月7日付。

男性は2014年7月に都内の建設会社に入り、上下水道の配管工事を担当。立川労基署の認定によると、複数の日本人の上司から日常的に「バカ、この野郎」と暴言を受けたり、ヘルメットの上から頭を小突かれたりしていた。胸ぐらをつかまれて押し倒される暴行を受けたこともあり、16年3月にうつ病と診断された。労基署は、上司の言動は業務指導の範囲を超えた人格否定で、うつ病発症の原因になったと判断し、労災と認めた。

男性は実習生を支援する労組の協力を得て労災を申請していた。今月カンボジアへ帰国し、うつ病の治療を続けるという。

外国人技能実習制度は途上国へ技能を伝える国際貢献を目的にした制度で、法務省によると16年末時点で約23万人の外国人技能実習生がいる。ただ、人手不足を補う「安価な労働力」になっているとして内外から批判されてきた。

厚生労働省によると、外国人技能実習生の精神疾患が労災認定された例は、記録のある16年度までの6年間で1件だけという。男性を支援する自由人権協会の旗手（はたて）明理事は記者会見で「技能実習生の労災を隠す企業は多い」と批判し、多くの国の言語に対応した相談窓口の設置など、実習生が泣き寝入りしない仕組みが必要だと訴えた。



# 妊娠→中絶か強制帰国！？

28(日) 2018年3月28日 第3期

## 中絶か帰国 実習生に「選べ」

外国人の技能実習生が妊娠し、強制帰国や中絶を迫られる例が相次いでいる。受け入れ機関側から「恋愛禁止」や「妊娠したら罰金」と宣告されるケースもあり、専門家は「人権上問題だ」と指摘している。

「妊娠1カ月なんです」。首都圏の人権団体のシェルターに保護された技能実習生のベトナム人女性(22)は静かに語り始めた。西日本の製紙工場で実習するために来日し、1カ月の事前研修を終えた矢先に妊娠が分かった。

「中絶するか、ベトナムに強制帰国かのどちらかを選べ」。研修施設の担当者に迫られ、中絶の薬を与えるとも言われた。

「子供を産みたい。でも日本で働き借金を返したい」と思いつめ、逃げ出した。ベトナム北部の貧しい地域の出身。日本に来たのは「病気の母の治療費で多額の借金があったから」。渡航費の約100万円は祖母が親戚らから借りた。

来日前に関係を持ったベトナム人男性との子だったが、相手は「自分の子ではない」と否定。女性はカトリック川口教会のベトナム出身のシスター、マリア・

### 来日1カ月 追いつめられ逃亡

西日本のある研修施設の規則には「異性との恋愛行為は一切禁止」とあり、実習生に署名させている。研修施設での順守事項だが

レ・ティ・ランさん(55)を頼った。SNSで相談すると、逃げる手はずを全統一労働組合(東京都台東区)と整えてくれた。

マリアさんの元にはひっきりなしに同様の相談がある。先日も「自殺したい」と32歳の実習生の女性から連絡があった。妊娠し、やはり実習先から帰国を迫られ逃げたという。

3. Hoàn toàn nghiêm cấm mời người ngoài đến kí túc 寮内へ部外者の招き入れを一切禁止する

4. Hoàn toàn nghiêm cấm quan hệ tình cảm nam nữ 異性との恋愛行為は一切禁止

5. Nghiêm cấm chơi cờ bạc. 賭博行為を禁止する  
Không để việc chơi bài, mà chược, trò chơi lèm

研修施設が技能実習生に約束させる同意書。ベトナム語と日本語で「異性との恋愛行為は一切禁止」などと書かれている

2018年

愛媛・ベトナム人技能実習生会社に妊娠を告げると「中絶か帰国」どちらかを選べと強要される。

空港で強制帰国を強いられる技能実習生 (写真は他のケース)





# (熊本) 技能実習生リンさん 乳児死体遺棄事件

孤立出産・死産

→遺体を段ボール箱に入れて自室に置き、逮捕

## 「孤立出産・死産罪ではない」

### 控訴審初公判 技能実習生側が主張

芦北町の自宅で双子の男児の遺体を放置したとして死体遺棄罪に問われ、一審・熊本地裁で懲役8カ月執行猶予3年の有罪判決を受けたベトナム国籍の技能実習生レー・ティ・トゥイ・リン被告(22)の控訴審第1回公判が12日、福岡高裁(辻川靖夫裁判長)であった。被告側は「孤立出産も

死産も犯罪ではない」と述べて無罪を主張、検察側は控訴棄却を求め、即日結審した。判決は来年1月19日。一審判決によると、リン被告は昨年11月15日ごろ、芦北町の自宅で死産した2人の男児の遺体を段ボール箱に入れ、自室に置き続けたとされる。

被告側は一審で、この行



開廷前に行われた門前集会では、無罪を主張する横断幕が掲げられた＝福岡市中央区

為は「埋葬のための安置」だとして無罪を主張してい

た。しかし同判決は、「死産をまわりに隠したまま私的に埋葬するための準備」「国民の一般的な宗教的感情を害する」と退け、有罪と判断。被告側がこれを不服として控訴した。

被告側は12日の公判で、宗教的感情は多様だと指摘。被告の行為を「私的埋葬」の準備だとして罪に問うのは「(死体遺棄の)予備罪の実質的認定」であり、一審判決で「新たな犯罪が創設されたに等しい」と批判。被告の行為は「遺体の入棺と安置」と評価でき、双子の遺体がある部屋で一晩過ごしており、死体遺棄罪は成立しないと主張し、無罪判決を求めた。

リン被告を支援する団体などは12日、無罪判決を求める約5万人分の署名を福岡高裁に提出した。

閉廷後に記者会見したり被告は通訳を通して「裁判で何を言われても、私は母として子どもたちを心から愛していた」と述べ、改めて「私は無罪です」と訴えた。

(歴代良樹)

## 実習生、新生児置き去り容疑 「日本にいられなくなる」

2019年1月30日 8時49分

---

他人の民家に新生児を置き去りにしたとして、神奈川県警は29日、川崎市川崎区小田2丁目の技能実習生で中国籍の戦美娟（せんびえん）容疑者（22）を保護責任者遺棄容疑で逮捕し、発表した。「会社に知られたら日本にいられなくなる。日本人の家に置けば、ちゃんと育ててくれると思った」と供述しているという。

川崎署によると、戦容疑者は昨年12月19日午後2時50分ごろ、同区の民家敷地内に、自宅でこの日、産んだとみられる男児を毛布にくるみ、ポリ袋に入れて放置した疑いがある。男児はまもなく保護され、低体温症だったが命に別条はなく、乳児院に預けられた。戦容疑者は昨年8月に技能実習生として入国。県内の食品工場で働いていた。

---

# 新生児捨てた母親に執行猶予 横浜地裁支部「反省を考慮」

横浜地裁

事件事故 | 神奈川新聞 | 2019年5月23日(木) 05:00

生まれたばかりの男児を他人の家の敷地に遺棄したとして、保護責任者遺棄罪に問われた中国籍の技能実習生の女（22）＝川崎市川崎区＝の判決公判が22日、横浜地裁川崎支部であり、江見健一裁判長は懲役1年6月、執行猶予4年（求刑懲役1年6月）を言い渡した。

江見裁判長は判決理由で、「男児の生命身体に重大な影響を及ぼす危険な行為」と指摘。被告が妊娠5カ月で来日し、妊娠を隠しながら食品加工工場で技能実習生として働いていた経緯から、「技能実習を優先させ養育の見通しもないまま出産に至り、場当たりの行動に基づく犯行だ」と非難した。

一方で、「反省の弁や被害者と生活を共にする意向を考慮した」と執行猶予の理由を説明した。

判決などによると、被告は2018年12月19日、会社の寮で出産した男児を毛布などでくるみ、近くの民家の敷地に置いて立ち去った。

執行猶予判決に安堵（あんど）し、集まった支援者に「うれしかったです」と日本語でおじぎをした被告。記者会見した支援団体メンバーの表情はしかし、一様に晴れず、判決が触れなかった制度面の課題を口々に指摘した。

「4年の執行猶予は重すぎる」とは外国人技能実習生権利ネットワークの旗手明さん。被告は来日費用を負担した親に気兼ねし、妊娠を隠し通した。判決は「日本での技能実習を優先させ、出産や養育に見通しを持たないまま生活を続けて出産に至り、経済的理由などから養育は困難と考えて犯行に及んだ」と断じたが、旗手さんは「実習生を追い詰めた制度的問題を一顧だにしていない。事態打開の選択肢や支援を求める知識が与えられないままうろたえていたのが実情で、個人の問題ではない」。



技能実習制度の問題点を指摘する鳥井さん（左から2人目）ら支援団体メンバー＝川崎市役所

憂慮するのは4月から始まった、外国人労働者の受け入れを拡大する在留資格「特定技能」の新制度だ。「労働力だけ活用しようとするシステムは技能実習制度と同じで、同じ問題を抱えることになる」

中国の送り出し機関の契約書には恋愛禁止という条項があり、妊娠を知った被告を苦しめたとみられる。

「断じられるべきは技能実習の制度」。移住者と連帯する全国ネットワークの鳥井一平さんは「生身の労働者から労働力を切り取る制度が人権を踏みにじり、加害者と被害者を生んでいる」と憤る。「職場で働くだけでなく生活し、けんかもし、恋愛もするんだ」とした上で、「日本ではできない失踪防止の締め付けを現地にやらせ、奴隷状態に置く。人権無視がまかり通る制度は廃止するしかない」と力を込める。

被告は男児を育てることを希望し、親子関係の確認を横浜家裁に申し立てている。児童相談所から子どもの引き渡し認められるよう、子育てしながら技能実習が続けられる環境などを求め、受け入れ企業との団体交渉も進められている

2019年5月23日 神奈川新聞



# コロナ禍で移民・難民が直面した困難

家賃を払えず  
追い出された

仕事をクビに  
なった

帰国できない  
妊娠している

飛行機のチ  
ケットが高す  
ぎて帰国でき  
ない

会社が休業手  
当・傷病手当  
を支払わらな  
い

夫から暴力を  
受けた

会社で同僚と  
ケンカをした  
らクビになっ  
た

パンを盗んで  
逮捕された

食べ物が  
ない

お金が  
ない

病院に行きた  
いが、通訳に  
付き添っても  
らえない

民家の敷地で  
寝ていたら通  
報された

仕事に  
来なくてよ  
いと言われ  
た

学費が払え  
なくなり退  
学した

来日予定が延  
期。保証金を  
返してほしい

収容施設の中  
で感染がこ  
わい

オーバース  
テイだが、ワ  
クチン接種し  
たい

コロナに感  
染した

一時帰国して  
いた本国から  
日本に戻れな  
い

# コロナ禍における (元) 技能実習生・(元) 留学生の社会的状況

- 送り出し国での多額の借金
  - 生活保護は認められていない
  - 留学生は週28時間以内の就労
  
  - 技能実習生：仕事がなくなり「失踪（逃亡）」。順調に契約終了しても、帰国できず。補償なしの休業の場合も。
  - 留学生：学費、生活費の支払い必要→アルバイトの休業が即、生活困窮に
  
  - 寮、友人宅、シェルターなどで貯金を切り崩しながら滞在
  - 入管は就労できる資格への切り替えなど柔軟な対応をしているが、就労先を見つけることは容易ではない。
  - 地域社会との接点少ない、日本語情報へのアクセス困難
- 支援策が届いていない、自らの権利を知らない状態におかれたまま

# まとめ

- 場当たりの移民労働者受け入れ、使い捨て  
= 「安価な労働力のローテーション政策」

- ▶ **解決策**
  - 技能実習制度の廃止
  - 移民政策の確立

- 人権侵害・人種差別への対応

- ▶ **解決策**
  - 移民の権利保障のための移民基本法の制定
  - 人種差別撤廃法の制定

★移民社会であることを認めること

# すでにここにある移民社会のために 一人一人ができること

- 移民・難民の状況を知る
  - 移民・難民の問題に取り組む団体の活動に参加する／支援する
  - 国会議員や政府（省庁）に意見を送る
  - SNSで発信する
- +
- 社会の構造について学ぶ
  - 歴史について学ぶ
  - 「人権」について学ぶ
- +
- 何ができるか、さらに考える

<https://note.com/iminshakai20/>



## 移民社会20の提案 目次

はじめに.....	3
01 「移民はここにいる」を前提にした政策を.....	8
02 労働者として働き、生活できる社会を.....	10
03 技能実習制度の廃止、技能実習生の保護と救済を.....	12
04 定住する者としての権利を.....	14
コラム① そもそも移民はコントロールできるの？.....	16
05 すべての子どもに多様な教育を保障する.....	18
06 貧困の再生産を止めるために.....	20
07 出身文化、継承文化も同じくらい大切なものを.....	22
08 誰もが健康で暮らせるために.....	24
09 多様性を前提とした行政サービスを！.....	26
10 移民が投票に行く日.....	28
11 複数国籍の容認を.....	30
コラム② ヨーロッパで移民受け入れは失敗したの？.....	32
12 ヘイトスピーチを根絶する立法が必要.....	34
13 政策に「複合差別」の視点を.....	36
14 難民申請者が安心して在留し、難民が保護される社会を.....	38
15 不必要な収容を止めさせよう！.....	40
16 非正規移民にアムネステイを！.....	42
17 「管理」ではなく「共生」を目指す組織を.....	44
18 まず移民基本法を制定しなければ.....	46
19 国際人権条約の完全批准.....	48
20 マジョリティが変わることから出発しよう.....	50
コラム③ 日本は誰のもの？.....	52

